



食べて！遊んで！お土産も！ 四万十市クーポンⅢ



配布期間：令和5年9月1日（金）～令和6年1月30日（火）予定
使用期間：令和5年9月1日（金）～令和6年1月31日（水）予定

観光業及び飲食業を中心として、コロナの影響が長期化し、いまだコロナ前の水準までは回復していない状況です。5類移行に伴う経済活動の再開や行動制限の緩和に対応し、コロナの影響を受けた事業者や地域経済の持続と回復、そして活性化に向けて、観光誘客とあわせて地域での消費を喚起するために、四万十市クーポンキャンペーンを行うもの。

プラン利用の流れ

①宿泊施設のクーポン付宿泊プランで予約する

- 旅先検索者（宿泊客）
メディア等から発信するPR広告や公式アカウントから情報を収集し旅先を決める。
- 宿泊施設
自社の宿泊プランの中に、「泊まって使える！クーポン付き宿泊プラン」を事前に用意しておく。



②チェックイン当日宿泊施設フロントにて「クーポン券」を手渡し

- 宿泊客
チェックインの際にアンケートとクーポン券を受け取り、アンケートはチェックアウトまでに提出する。
- 宿泊施設
クーポン付き宿泊プランで予約のお客様一人につき1泊あたり一冊（2,000円分）のクーポン券綴りをお渡しする。ただし、宿泊料が発生する方のみとし、宿泊料がない小人などは対象外とする。
※クーポン券配布時に、表紙へ発行日を記入し、裏面すべてに宿泊施設名を記入又はゴム印を押してください。
※加盟宿泊施設、クーポン利用店舗のオーナー及び従業員はクーポン券配布対象外とする。



③対象の施設でクーポン券を利用して割引のサービスを受ける

- 宿泊客（クーポン券利用）
券を利用して様々な店舗（飲食店や土産店などの商業施設、観光遊覧船やカヌー体験事業者、交通事業者など）で割引サービスを受ける。
- 利用登録店舗
券を受け取り、割引サービスを提供する。
※裏面に宿泊施設名が記入されているか確認してください。
※クーポン券裏面に店舗名を記入又はゴム印を押してください。

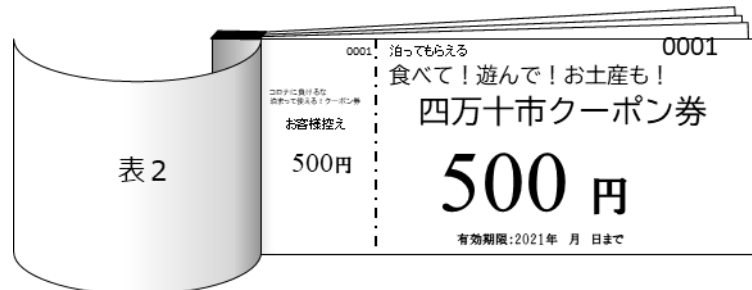
クーポン券換金方法につきましては、裏面と別添書類をご確認ください。



クーポン券

クーポン券は、**2,000円**（500円×4枚綴り）
（表紙・裏表紙付き）

- ・ 1万冊発行予定（総額20,000千円）
- ・ お釣りはできません
- ・ 四万十市内の登録店舗（事業者）でのみ使用可能



券裏面

注意事項		お客様控え
宿泊施設名	宿泊施設が記入（ゴム印可）	
クーポン券利用施設名	クーポン券利用施設が記入	

クーポン券の使用対象にならないもの

- (1) 土地又は家屋の購入、家賃、地代及び駐車料等
- (2) 現金への換金、寄附、有価証券の購入及び債務の支払
- (3) ビール券・図書券・その他商品券、切手、官製はがき、印紙及びプリペイドカード等
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- (5) 税金、官公庁の公共料金、電気料、水道料、電話料、インターネット通信料及びテレビ受信料等
- (6) 社会通念上不相当とされるもの
- (7) その他、市長が不相当であると認めるもの



店舗登録からクーポン券換金、実績報告までの流れ

手順1 宿泊施設・取扱店舗登録申請

申請先：（一社）四万十市観光協会
 登録期間：宿泊施設 ▶令和5年7月3日（月）～7月23日（日）締切
 （予定） その他の店舗▶令和5年7月3日（月）～7月23日（日）以降、随時受付
 ※前回の四万十市クーポン事業へ参加していた事業者へ参加確認書類を送付し、参加する申出があった事業者を登録します。また、広報しまんとや観光協会HP等で周知し、参加申込を広く受け付けます。

【説明会の開催】



- ▶登録事業者向けに開催
- ▶各種ツールの受け渡し
 - ・クーポン券
 - ・ポスター
 - ・ステッカー
 - ・のぼり旗 等

手順2 登録店舗用備品一式の受け取り

登録店舗用備品一式として、登録証（ステッカー）、ポスター、のぼり旗（のぼり旗は掲示希望店舗のみ）などを配布予定。宿泊施設へはクーポン券を配分します。（説明会、観光協会窓口等で配布。）

【宿泊プランの準備】



- ▶内容や料金は自由に設定
- ※クーポン券が付いてお得であることを伝え誘客促進を図る。
- ※クーポン券の裏面すべてに宿泊施設名を記入(ゴム印)し、表紙へ発効日を記入したものをチェックイン時にお客様へ渡してください。

手順3 ステッカー等掲示の事前準備

ステッカー等の販促物を店先へ掲出し、お客様が登録店舗であることを視認しやすいよう準備してください。

手順4 クーポン券の取扱開始

宿泊施設…クーポン付宿泊プランの予約開始：令和5年8月1日～（配布は9月1日～）
 その他の店舗…クーポン券の有効期間：令和5年9月1日～令和6年1月31日まで

請求

集まったクーポン券を取りまとめ、請求書を作成し四万十市観光協会へ提出してください。

- ・クーポン券の裏面に宿泊施設名が記入されているか確認する。
- ・請求書にクーポン券を添えて観光協会窓口へ提出する。

手順5 受け取ったクーポン券の換金請求



毎月2回換金請求できます。※クーポン券の利用があった場合は原則として毎月換金をお願いします。請求書とクーポン券を四万十市観光協会へ提出してください。

①8日締日→15日支払い ②18日締日→25日支払い

※最終締切日の令和6年2月8日を過ぎると以後の換金請求には一切応じることができませんのでご注意ください。

換金時の注意点

- 以下の場合には換金できません。ご注意ください。
- (1)紛失、盗難、その他故意又は過失により減失したとき。
 - (2)換金期間を超過したとき。
 - (3)欠損又は汚損により、クーポン券に印字された識別番号が確認できないとき。

手順6 実績報告

運営事業者は、事業終了後に市へ実績報告を行います。また、毎月の換金状況を市へ報告します。（換金一覧表・使用済クーポン券）